介護政策に突撃した「暴走公取委」

報告書余波で「解体論」まで飛び出し大炎上

参院議員政策担当秘書　岡田裕二

「委員長を連れてこいよ！　委員長を！」

10月13日早朝、「社会保障制度に関する特命委員会」介護プロジェクトチーム（PT）が開催された自民党本部7階に怒号が響き渡る。

尾辻秀久元厚生労働相、田村憲久前厚労相、衛藤晟一首相補佐官ら、名だたる厚労族の領袖らが、顔を紅潮させて批判する矛先は公正取引委員会だ。事の発端は9月5日、公取委が「介護分野に関する調査報告書」をまとめ、特別養護老人ホーム事業への株式会社参入、社会福祉法人への課税などを打ち出したことだ。

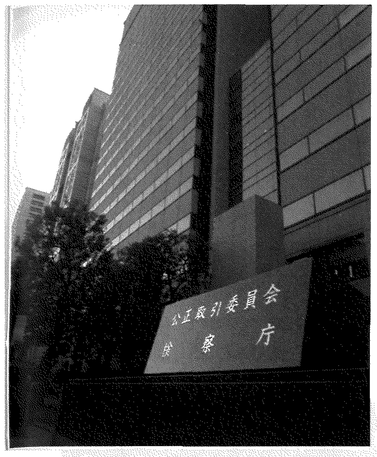

厚労族としては、同じ指摘を再三、財政制度等審議会や規制改革会議などから受けており、それを撥ね除ける代わりに、社会福祉法人の内部留保を地域公益活動に投下することや、法人内部へ評議員会を必ず置くこと、会計監査人による監査を義務付けることなどを盛り込んだ社会福祉法人改革法を呑み、4月に施行させたばかりだ。

全国の社会福祉法人は定款変更などで大わらわのなか、まったくノーガードだった公取委が再び同じことを言い出したのだから、厚労族、とりわけ介護族の憤怒を招いたのも当然のことだった。

しかも、今回の公取委の提言を受け、政府の規制改革推進会議は10月6日、「当面の重要事項」として「特養の担い手の拡大」などを取り上げることを決定。さらに追い討ちをかけるように10月14日、経済財政諮問会議では、4人の民間委員の連名で「介護事業分野の規制緩和・イコールフッティングについて、規制改革推進会議と連携し、今後3年間で道筋をつけるべき」との提言が打ち出された。

公取委の杉本和行委員長は本報告書は単なる調査結果に過ぎず、実際の改革を行う権限は公取委にはないため、単なる「参考資料」にという言い方をしている。しかし、今や公取委報告書は新たな火種として、政府内に燻っている。

規制と独占の違い

なぜ公取委が介護政策に関する提言をするのか。公取委には、厚労省や経済産業省のように、組織の大目的を規定した「設置法」がなく、内閣府設置法の第六十四条に、公取委の法的根拠は独占禁止法と規定されている。

独禁法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることだ。市場メカニズムが正しく機能していれば、事業者は自らの創意工夫によって、より安くて優れた商品を提供して売上高を伸ばすことができ、消費者はニーズに合った商品を選択できる。

独禁法の具体的な対象範囲は、私的独占の禁止、カルテルや入札談合など不当取引の制限、事業者団体の規制、合併や株式取得などの企業結合の規制、共同ボイコットや不当廉売、再販価格拘束など不公正取引の規制である。「私的独占」という言葉が示すとおり、これらはすべて民間事業者の市場での振る舞いに対する規制、是正措置である。公的独占、すなわち政府が独占して行っている公共事業、例えば生活保護や公職選挙などについて、その独占を規制したり禁止したりする権限は当然ない。

例えば皆保険について、その担い手は、国が行う国保と、その事務を代行する健康保険組合だけだ。公的医療保険の運営を株式会社が代行したりすることはできないが、そのこと自体は「規制」であり、「独占」とは見做されない。

タバコや塩の販売は、かつては政府独占の専売事業だったが、今では日本たばこ産業（JT）のような民間事業者が行っている。これは独占の解消というよりは、「民営化」であり、「規制改革」だ。これらの民営化を公取委が主導したという事実もない。

医療などについても、公取委はこれまで真正面から公正競争の必要性を主張したことは一度もない。しかし介護は、特養を除いて民間事業者の参入が認められており、今や介護事業者の約半数を占めるに至っているため、口を挿めると判断したのだろうか。

公取委の考え方・哲学は、報告書の結語に凝縮されている。

「多様な事業者の新規参入や、公平な条件の下での競争、各事業者の創意工夫の発揮、利用者の適切な選択が可能となる環境を整備していくことで、必要な介護サービスの供給量が増加するとともに、事業者間の競争の促進や利用者の適切な選択を通じて、利用者に提供される介護サービスの質の向上が図られ、ひいては、わが国が抱える介護人材の不足等、介護分野に係る課題の解決にも資する」

しかし、本当にそうだろうか。

公正な競争は成り立つ？

特養の経営主体には、良質な介護サービスを長期間安定したかたちで提供し続ける責務があり、事業からの撤退が制限されている。仮に法人経営が危うくなってきても、社会福祉法人は、一方的な事情による安易な退出は認められていないほか、事業廃止の場合でも残余財産を自由に処分することが認められていない。社会福祉法人の財産は、究極的にはすべて国庫に帰属することになっているのだ。

一方、株式会社は利益を求めて場所を選ばず活動し、目的達成とともに事業を廃止する。採算が合わなければ早期に市場から撤退することが株主利益の観点からも求められる。利用者にとっては、経営主体が変わるたびに経営理念、利用料、サービスの質などが変動する不利益を被ることになる。

利用者保護のため、公取委報告書は「撤退時の残余財産に係る規制等」による利用者保護、すなわち撤退制限を課すとしているが、それこそ営利法人の営利活動の自主性を縛る究極の規制だ。ここまで規制を課すぐらいなら、別途社会福祉法人を設立して参入するよう勧めるほうが素直だ。

また、株式会社が特養事業に参入するため、「社会福祉法人と株式会社等の共同出資」による会社を設立することを具体策として提案しているが、これでは前述した「社会福祉法人の財産は最終的に国庫に帰属する」という制度の大前提の大きな抜け穴となる。投資や出資が許されるなら、余った財産は国に返すぐらいならば使い込んでしまえ、ということになる。常軌を逸した提案だ。

ほかにも、「国が整備促進するユニット型（個室型）よりも、むしろ多床室型を増やすこと」を提案していたりもする。厚労省が今なお喧々諤々議論している神学論争に、一方的にピリオドを打つ根拠はどこにあるのか。このように、今回の公取委の報告書は細かく見て行くと無茶苦茶な箇所も多い。

むしろ本来、社会福祉政策は国による救済措置、セーフティネットであり、市場論理に則って増減したり、撤退したりすることを許さない、国民の基本的な権利を守るもののはずだ。そこに公正な競争を求めること自体、根本を見失った議論だったのではないか。

10月17日に開かれた参院介護議員連盟では、公取委から国家行政組織法第三条が定める強固な独立性に守られた現在の「三条委員会」の地位を剥奪し、第八条に定める一般の審議会たる「八条委員会」に「降格」させる提案まで飛び出した。事実上の公取委解体論だ。

そもそも報告書は必要か、公取委の本来業務か、筆者も疑問に思っている。それほど予算と人員が余っているならば、今こそ公取委を対象とした「事業仕分け」をすべきだ、というのもあながち暴論ではないのではないか。